

用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の各部分の高さの制限の指定
平成16年3月26日告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、法第53条第1項第6号、法第56条第1項第1号の規定による法別表第3の5の項（に）欄及び法第56条第1項第2号二の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値を次のように指定する。

なお、平成6年愛知県告示第399号（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築面積の敷地面積に対する割合）、平成7年愛知県告示第921号（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築面積の敷地面積に対する割合）、平成8年愛知県告示第81号（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築面積の敷地面積に対する割合）及び平成8年愛知県告示第482号（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築面積の敷地面積に対する割合）は、平成16年3月25日限り廃止する。

区域	法第52条第1項第8号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第1号の規定による法別表第3の5の項（に）欄の規定に基づく数値	法第56条1項第2号二の規定に基づく数値
(1) 瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、津島市、碧南市、蒲郡市、犬山市、常滑市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡及び額田郡の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域で(2)の区域を除く区域	10分の20	10分の6	1.5	2.5
<西尾市吉良町吉良温泉地区> 西尾市吉良町宮崎下清水、宮崎西宮後、宮崎若宮西、宮崎若宮後、宮崎甚兵衛上、宮崎清右衛上、宮崎山後、宮崎出屋敷道下、宮崎八王子西、宮崎丸山、宮崎宮前、宮崎宮東、宮崎退張地、宮崎八王子、宮崎上ノ山、宮崎忍山、宮崎中新居、宮崎東新居、宮崎於徳上、宮崎由兵衛上、宮崎山				

(2)	<p>ノ井、宮崎馬道、宮崎地僧坊、宮崎法連坊、宮崎中道下、宮崎西部田、宮崎中部田、宮崎部田、宮崎東部田及び宮崎田尻の全域並びに同町宮崎山鼻、宮崎佐平太上、宮崎前留谷、宮崎中道、宮崎中清水、宮崎大狭、宮崎向山、宮崎東山後、宮崎寺ノ上、宮崎行程越、宮崎中道上、宮崎田ノ上、宮崎西甚作、宮崎東甚作、宮崎弥五郎、宮崎鉢貫、宮崎鯨山及び宮崎大山の各一部</p> <p><蒲郡市三谷温泉地区> 蒲郡市三谷町大迫、正迫及び丸戸の全域、同町壱舗、赤原、北寺戸、小迫、駒場、田尻、蔦欠、東前、南寺戸及び南山の各一部並びに同市大塚町山ノ沢の一部</p> <p><蒲郡市蒲郡温泉地区> 蒲郡市竹島町の一部</p> <p><蒲郡市形原温泉地区> 蒲郡市金平町上ノ坊、宇保美、奥山及び山ノ田の全域、同町一ノ沢、牛転、大廻、開戸、北沢、下宇保美、寺中、長根、松葉及び遊名田の各一部並びに同市形原町井杭、角穴及び西稻荷の各一部</p> <p><蒲郡市西浦温泉地区> 蒲郡市西浦町稲村及び塩柄の全域並びに同町大山及び折敷田の各一部</p> <p><田原市伊良湖町地区> 田原市伊良湖町吹埋の全域並びに同町古山、宮下及び乗越の各一部</p>	10分の40	10分の7	1.5	2.5
(3)	<p>新城市の準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域</p>	10分の20	10分の6	1.5	1.25

((2)の区域図は、愛知県建築局建築指導課、西三河建設事務所及び東三河建設事務所並びに西尾市役所、蒲郡市役所及び田原市役所に備え付けて縦覧に供する。)

前 文 (抄) (平成17年3月29日告示第305号)

平成17年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成18年2月28日告示第163号)

平成18年3月20日から施行する。

前文（抄）（平成18年2月28日告示第164号）

平成18年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成21年12月25日告示第838号）

平成22年1月4日から施行する。

前文（抄）（平成21年12月25日告示第839号）

平成22年2月1日から施行する。

前文（抄）（平成22年3月19日告示第179号）

平成22年3月22日から施行する。

前文（抄）（平成23年3月29日告示第245号）

平成23年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成23年12月27日告示第765号）

平成24年1月4日から施行する。

前文（抄）（平成30年3月16日告示第133号）

平成30年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成31年3月29日告示第250号）

平成31年4月1日から施行する。